

No	事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当した経費内容 ③積算根拠 ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業 始期	事業 終期	A			
					B 交付金充当 経費	C 国庫補助額	D その他（一般 財源や補助対 象外経費等）	
合計					220,934,913	198,641,749	0	22,293,164
1	検査費用助成事業	① 新型コロナウイルス感染時の無症状者等からの感染拡大を防止するため、自発的に受検するPCR検査費用に補助を行うことにより、感染防止策の徹底に寄与した。 ②③ ・ 補助金 5千円*1名＝5,000円 ④ 町内在住者、在勤者及び里帰り出産で町内実家に帰省中の妊婦などで、行政検査又は医療保険の対象となる検査以外の検査を受けた者	R4.4.1	R5.3.31	5,000	4,959	0	41
2	未就学児養育支援事業（保育園等副食費無償化）	① 新型コロナウイルス感染症の影響における経済的負担軽減対策として、町内に在住し保育園・幼稚園等に通園する未就学児に係る副食費を免除又は補助することで、子育て世帯における可処分所得の増につながった。 ②③ ・ 町立保育園賄材料費 5,530,500円 ・ 私立幼稚園等への給付費 2,857,500円 ④ 保育園・幼稚園等に通園する未就学児の保護者	R4.4.1	R5.3.31	8,388,000	8,320,005	0	67,995
3	町内農作物消費拡大事業費補助金	① 新型コロナウイルス感染症拡大の影響下において、町内農産物の消費拡大による町内農業者の経営支援のため、町内農産物の直売を行うひまわり温泉ゆ・ら・らにおいて、町内産農産物を販売する際に割引を行う割引額に対し補助金を交付することにより（300円ごとの購入につき100円の割引券を発行し、券の使用額分及び補助事業者が事業を実施するための事務費を補助。）コロナ禍による需要減の影響を受けていた町内農産物の消費拡大につながった。 ②③ 補助金内訳 ・ 割引額分 100円×18,373件＝1,837,300円 ・ 事務費分 105,000円 ④ ・町民休養交流センター「ひまわり温泉ゆ・ら・ら」指定管理者（（株）中山町振興公社） ・上記施設直売所に出品する町内農業者 ・同施設における購入者	R4.4.1	R5.3.31	1,942,300	1,926,555	0	15,745

No	事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当した経費内容 ③積算根拠 ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業 始期	事業 終期	A			
						B 交付金充当 経費	C 国庫補助額	D その他（一般 財源や補助対 象外経費等）
4	地元宿泊支援事業	①、経営難の宿泊施設が宿泊費の割引を行う際の割引額を補助することで、コロナ禍による移動抑制の影響を受けた観光客の減少により経営に窮している町内宿泊施設の利用客数の回復に寄与した。 ② 経営難の宿泊施設が行う宿泊費の割引額を補助（最大3千円） ③ 補助金 10,358,910円 ④ コロナ禍の影響による経営悪化により、直近の決算において債務超過に陥っている町内の宿泊施設運営事業者	R4.4.1	R5.3.31	10,358,910	10,274,938	0	83,972
5	防災行政無線（同報系）戸別受信機設置事業	① 戸別受信機を購入し、町内の高齢者宅に設置することにより、町や国等からの新型コロナウイルス感染症等に関する緊急情報を効果的に発信し、感染拡大防止に寄与した。 ②③ ・ 備品購入費 防災行政無線（同報系）戸別受信機（@50,000円×200台+調整費700,000円）×1.1＝11,770,000円 ④ 75歳以上の高齢者のみの世帯	R4.6.13	R4.11.30	11,770,000	11,674,589	0	95,411
6	教育支援事業（給食費減免事業）	① 新型コロナウイルス感染症の影響における経済的負担軽減対策として、令和4年度における小・中学校の給食費を免除（町外学校に通学する児童生徒については、負担相当額の補助金を交付）することで、子育て世帯における可処分所得の増につながった。 ②③ i 賄材料費（教職員は除く） ・ 長崎小学校児童分 18,773,618円 ・ 豊田小学校児童分 5,750,152円 ・ 中山中学校生徒分 14,465,680円 ii 補助金 教育支援事業補助金（町立学校以外の学校に通学する児童・生徒の保護者への給食費相当額の給付） ・ 町外学校通学児童生徒分 169,600円（3名） ④ 小中学校に通学する児童及び生徒の保護者	R4.4.1	R5.3.31	39,159,050	38,841,615	0	317,435
7	コロナ対策商品券発券事業	① コロナ禍における原油価格や物価上昇に係る町民への経済支援及び町内産業の活性化のため、町内全ての世帯に対し、町内で使用できる商品券（1世帯当たり1万円）を発行することにより、町内の消費拡大につながった。 ②③ i 消耗品費 封筒 48,400円 ii 通信運搬費 郵便料金 2,249,795円 iii 委託料 各世帯配布商品券分 36,480,000円 商品券振興会委託料 1,100,000円 ④ 全町民（世帯単位）	R4.6.10	R4.11.2	39,878,195	23,704,931	0	16,173,264

No	事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当した経費内容 ③積算根拠 ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業 始期	事業 終期	A			
						B 交付金充当 経費	C 国庫補助額	D その他（一般 財源や補助対 象外経費等）
8	低所得世帯の冬の生活応援事業	①コロナ禍における原油価格の高騰による、灯油代等の負担軽減を図るため、下記④の世帯に対し灯油等購入費相当分の助成金を交付することで低所得世帯等の負担軽減につながった。 ②・③ i 会計年度任用職員報酬137,018円（1名、2か月分） ii 費用弁償 3,000円 iii 通信運搬費 郵送料 65,075円 iv 助成金：10,000円×433世帯＝4,330,000円 ④世帯員の全ての者が令和4年度の町民税が非課税であって、次の各号のいずれかに該当する世帯。 (1) 高齢者世帯 (2) 障がい者世帯 (3) ひとり親世帯 満18歳以下の者（平成16年4月2日以降に生まれた者）と配偶者のない父又は母が構成員となっている世帯	R4.11.7	R5.2.15	4,535,093	2,370,593	0	2,164,500
9	子育て世帯生活支援特別給付金事業	①低所得の子育て世帯に対し国の給付する子育て世帯生活支援特別給付金の対象者に対し、実情を踏まえた生活の支援を行うため、町独自の上乗せ給付を行うことにより、コロナ禍における物価上昇の負担軽減につながった。 ②・③ 給付金：対象児童数58人×50,000円＝2,900,000円 ④ (1) 令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている者 (2) 公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者 (3) 令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている者	R4.6.20	R5.3.15	2,900,000	2,900,000	0	0
10	ひとり親家庭等支援給付金	①低所得のひとり親世帯に対し県が給付するひとり親家庭等支援給付金の対象者に対し、実情を踏まえた生活の支援を行うため、町が別途独自の上乗せ給付を行うことにより、コロナ禍における物価上昇の負担軽減につながった。 ②・③ i 役務費 郵送料 4,956円 ii 給付金 対象児童見込数 86人×50,000円＝4,300,000円 ④対象者は以下のとおり (1) 令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている者 (2) 公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者 (3) 令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている者	R4.6.20	R5.3.31	4,304,956	4,304,956	0	0

No	事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当した経費内容 ③積算根拠 ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業 始期	事業 終期	A			
					B 交付金充当 経費	C 国庫補助額	D その他（一般 財源や補助対 象外経費等）	
11	農業経営セーフ ティネット総合対策 事業	①コロナ禍による農産物の価格低落など、農業経営における様々なりスクが増大している中、あらゆる収入減少に対応する収入保険の加入促進により、コロナ禍による農業経営リスク軽減が図られた。 ②③ ・ 補助金 30,000円×2件＝60,000円 ④青色申告農業者	R4.8.1	R5.2.15	60,000	19,514	0	40,486
12	農業経営緊急支 援対策事業	①コロナ禍における相次ぐ生産資材等の価格高騰により厳しい農業経営を強い られている農家に対し、経営規模(面積)に応じ補助金を交付することにより、営 農意欲の維持向上に寄与した。 ②③ ・ 補助金 12,427,200円(114件) （稲作 2千円/10a、2千円/10a） ④町内農業者	R4.10.1	R5.3.31	12,427,200	12,427,200	0	0
13	産業持続化支援 金	①長期化するコロナ禍における原油価格や物価高騰の影響を大きく受けている 町内事業者に支援金を支給し、その事業継続を支援するもの。令和4年4～6月 のうち1月の売上が、令和元年～3年のいずれかの同月売上と比べ20%以上減 少している場合に支援金10万円を交付し、中小事業者の事業継続支援につな がった。 ②③ ・ 支援金 100,000円×85件＝8,500,000円 ④町内中小企業者	R4.9.1	R4.11.30	8,500,000	8,431,097	0	68,903
14	温泉施設指定管 理者支援事業	①コロナ禍における原油価格や物価高騰の影響を大きく受けている町民休養交 流センター「ひまわり温泉ゆ・ら・ら」について、価格高騰により増額したと考えら れる費用相当分の指定管理料の増額を行うことにより、営業継続を支援した。 ②③指定管理料 14,000,000円 i) 燃料、電気料高騰支援分として 7,900,000円 ii) その他原価・販管費に係る支援分として 6,100,000円 ④町民休養交流センター「ひまわり温泉ゆ・ら・ら」指定管理者((株)中山町振興 公社)	R4.6.21	R5.3.31	14,000,000	14,000,000	0	0

No	事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当した経費内容 ③積算根拠 ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業 始期	事業 終期	A			
					B 交付金充当 経費	C 国庫補助額	D その他（一般 財源や補助対 象外経費等）	
15	教育支援事業（給食費減免事業の増額）	①No.6教育支援事業において町内小中学生に係る給食無償化を実施したが、コロナ禍においてなお続く物価上昇により、不足すると見込まれる食材費相当分を増額したもの。 ②物価高騰の影響により上昇した賄材料費相当分（教職員分を除く） ③小学校：88,215食/年×20円/食＝1,764,300円 中学校：45,234食/年×24円/食＝1,085,616円 ④小中学校児童生徒の保護者	R4.4.1	R5.3.31	2,849,916	2,826,814	0	23,102
16	配合飼料価格高騰対策支援事業	①コロナ禍における物価高騰を受けた配合飼料価格の急激な上昇による畜産経営への影響を緩和するため、酪農家及び肉牛農家に対し1経営体につき50千円及び乳用牛・肉用牛の飼育・肥育頭数1頭あたり3千円を補助することにより今後の事業継続を支援した。 ②③ 補助金 955,000円（5経営体） ④町内在住の酪農家及び肉牛農家	R4.11.1	R4.11.30	955,000	955,000	0	0
17	未就学児養育支援事業（保育園等副食費無償化の増額）	①No.2の未就学児養育支援事業において、町内に在住し保育園・幼稚園等に通園する未就学児に係る副食費の免除又は補助を行うが、なお続くコロナ禍における物価上昇により、不足すると見込まれる費用相当分を増額する。 ②物価高騰の影響により上昇した賄材料費相当分（教職員分を除く） ③町立保育園賄材料費 17,963食×22円＝395,186円 ④保育園・幼稚園等に通園する未就学児の保護者	R4.10.1	R5.3.31	395,186	391,983	0	3,203
18	物価高騰に伴う低所得世帯支援事業	①コロナ禍における電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、国による「電力・ガス食料品等価格高騰緊急支援給付金」（以下、「国給付金」という。）の給付対象世帯に町単独で5万円を上乗せ給付を実施。また、町独自で給付対象を拡大し、全世帯員の住民税所得割が非課税であり、均等割のみ課税される者を含む世帯（住民税均等割のみ課税世帯）及び住民税が課税される者の被扶養者である住民税非課税世帯（被扶養住民税非課税世帯）に対しても5万円を給付し、低所得世帯の負担軽減につながった。 ②③ i 通信運搬費 郵送料 15,294円、振込手数料26,840円 ii 扶助費：1世帯あたり50,000円×921世帯＝46,050,000円 ④・令和4年度分住民税非課税世帯 ・令和4年1月以降の家計急変世帯 ・住民税均等割のみ課税世帯 ・被扶養住民税非課税世帯	R4.11.01	R5.3.31	46,092,134	42,867,994	0	3,224,140

No	事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当した経費内容 ③積算根拠 ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業 始期	事業 終期	A			
					交付金充当 経費	国庫補助額	D その他（一般 財源や補助対 象外経費等）	
19	産業持続化支援 金（第2弾）	①コロナ禍においてなお続く原油価格、物価高騰等の影響を受けている町内事業者に支援金を支給し、影響を事業継続を支援するもの。令和4年7・8・9月のいずれかの売上高もしくは粗利（売上高-売上原価）を令和元年～令和3年のいずれかの年の同じ月の売上高もしくは粗利と比較し20%以上減少している場合に1事業者あたり10万円の支援金を交付し、中小事業者の事業継続支援につながった ②③ 補助金 100,000円×83件＝10,000千円 ④町内中小企業、小規模事業者	R4.12.1	R5.2.28	8,300,000	8,300,000	0	0
20	施設園芸燃油価 格高騰対策支援 事業	①コロナ禍における燃油価格の高騰により、施設園芸農業者が厳しい経営状況に置かれていることを踏まえ、当該月の燃油平均価格と基準価格との差額の1/2を助成し、事業継続に寄与した。 ②③ 補助金 213,973円（1事業者） ④町内施設園芸事業者（令和4年10月～12月に購入した燃油の価格上昇分相当を算定対象とする）	R5.2.7	R5.3.15	213,973	199,006	0	14,967
21	社会福祉施設原 油価格・物価高騰 緊急支援給付金 （高齢者施設）	①コロナ禍における原油価格・物価高騰による経費のかかり増しに対する支援を行うため、高齢者入所施設・通所施設及び訪問事業者に対し、規模に応じた支援給付金を支給し、コロナ禍における原油高騰による福祉施設への影響緩和につながった。 ②③ 補助金 2,800,000円（6事業者） 町内事業所の施設種別及び規模による ・入所施設：定員1名につき10千円 （施設により1,500千円～200千円、計2,200千円、4施設） ・通所施設：施設規模により400千円又は200千円 （400千円：1施設、200千円：4施設、計1,200千円、5施設） ・訪問事業：100千円（1施設） 総計3,500千円 ④町内に事業所を有する高齢者入所施設・通所施設及び訪問事業者	R5.2.10	R5.3.31	2,800,000	2,800,000	0	0

No	事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当した経費内容 ③積算根拠 ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業 始期	事業 終期	A			
					B 交付金充当 経費	C 国庫補助額	D その他（一般 財源や補助対 象外経費等）	
22	社会福祉施設原油価格・物価高騰緊急支援給付金（障がい者施設）	①コロナ禍における原油価格・物価高騰による経費のかかり増しに対する支援を行うため、障がい者施設（入所系および通所系）に対し、支援給付金を支給し、コロナ禍における原油高騰による福祉施設への影響緩和につながった。 ②③ 給付金1,100,000円（2事業者） 町内事業所の施設種別による ・入所系：1施設300千円 ・通所系：1施設200千円 ④町内に事業所を有する障がい者施設	R5.2.17	R5.3.31	1,100,000	1,100,000	0	0